平成18年度 第2回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成18年10月	1日(日) =	-後3:00~午後5:15	5
場 所	北館 4 階 教育委員会室			
出席者	山田会長,小田副会長,賀川委員,辻委員,西村委員,野島委員,広瀬委員, 藤田委員,堀委員,吉富委員			
	事 務 局 総務部長	,総務部次長	労務・給与担当課長	,労務・給与担当主査
会議の公表				
	公開		非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>			
傍聴者数	0	人		

1 議題

追加資料の内容説明

審議

2 審議内容

会 長) ただいまから第2回の特別職報酬等審議会を開催します。本日の会議 は,委員10名中9名の出席を得ていますので,成立していることを報 告します。

(1)会議録署名委員の指名

会 長) 次に,本日の会議録に署名していただく方を決めておきたいと思います。本日2回目は辻委員と野島委員にお願いしたいと思います。 (異議なし)

(2)前回の議事録の確認

会 長) 事務局は,前回の会議録を朗読してください。

(事務局,会議録を朗読)

会 長) 会議録には委員長と会長があるが,どう違うのですか。

委員) 日時の午後12時はおかしいですね。

事務局) 会議録後段の委員長を会長に,日時の午後12時を午後0時に訂正 いたします。

(意義なし)

(3)追加資料の説明

会 長) 事務局から,本日提出されている資料について説明してください。 (事務局,資料を説明)

(4)資料の質疑

会 長) 資料についての質疑はありませんか。

委 員) 阪神7市議会費及び議会活動状況等の資料で議会費とは議員報酬と何 が含まれますか。

- 事務局) 議会費とは,議員報酬や政務調査費,事務局職員の人件費,庶務的な 経費等が含まれます。
- 委員) 長期財政収支見込の平成27年度までの収支見込みの中の剰余金等と 市債の状況では,平成27年度末では基金は1,400万円しか残高が ない。しかし,市債残高は約450億円であるということですね。
- 事務局) そのとおりです。
- 委員) 総括表のA 行政改革効果額,柔軟でスリムな行政システムの4 適 正な給与制度は,特別職の減額分も含まれていますね。
- 事務局) 含まれております。
- 委員) 本審議会で特別職の報酬を現状維持とした場合,このとおりとなりま すね。
- 事務局) 前提条件がそのまま成り立つならば、おっしゃるとおりです。
- 委員) 長期財政収支見込での平成17年度の数値は決算額で決定数値ですね。
- 事務局) そのとおりです。
- 委員) 計画について、毎年ローリングをしているが、昨年の8月時点でも10年間の収支見込みをたてられているが、そのときの見込み額と今回の決算額がどうであったのか教えて欲しい。収支見込が、どれくらいの信憑性があるのか、昨年1年間の単年度でみて、どれくらい正確性があるかということである。
- 事務局) 昨年度の平成17年8月の予測は歳入で合計336億3,500万円, 決算では343億8,900万円です。
- 委員) ポイントになる基金の取崩しは,決算では0円になっていますね。昨年の見込み額は,いくらになっていたのですか。
- 事務局) 昨年の見込みは、16億1、000万円を取り崩す予定でしたが、決算値は0円です。一般財源ベースで平成17年度決算は、15億円程収支で黒字が出ています。
- 委 員) その他の収入はどうでしたか。70億円程になっているが,予定どお りありましたか。
- 事務局) 68億円の予測が決算では約71億円で,良い方向に誤差が出ている。 原因は公有地の有効活用です。
- 委員) 土地の売却益ですね。
- 事務局) そのとおりです。
- 委員長) 本日提出された資料についての質疑はこれくらいにして,前回に引き続き諮問内容についての質疑と討論をしていただいて,現行の報酬額を どうしていくかについての方向付けをお願いしたい。
- 委員) 今日配布された10月1日臨時号の広報あしやを一般市民が見たとき に受ける印象からして、特別職の報酬を引き上げるのは無理ではないか と思います。
- 委員) 部長で最高号給のものとの額の接近度も考慮に入れるべきではないですか。また、収入役の職がなくなると聞いていますが、どういうことですか
- 事務局) 地方自治法の改正で,19年3月末で収入役の職はなくなります。しかし,現収入役は任期いっぱいまで勤めることができることとなっています。

- 会 長) 会計監査はどうですか。
- 事務局) 現状では外部監査は受けていません。
- 委員) 収入役がいなくなるかわりに,助役を2名にするのですか。
- 事務局) 事務局ではわかりません。
- 委員) 4月から助役に代わって副市長ができるが、権限も職務内容も変わる ものと考えられる。現在の職務内容をもとに報酬を検討してもよいのか 問題になるのではないですか。
- 委員) 副市長と助役の職務内容が大きく変わる訳ではないのではないですか。
- 事務局) 他市もその点を考慮してはいないと思います。
- 会 長) 人口1人当たりの議員報酬が高いのではないですか。
- 事務局) 総額は人口に比して多いが,議員1人当たりの経費は,ほぼ他市と同じです。
- 委員) 議員の報酬は5%カットではまだ高いように思う。議員のカットはもっと思い切るべきでは。実働日数が少ない。議員は,三役より大幅にカットしてもよいのではないですか。
- 委員) 昔の議員は名誉職であり、交際費等で議員報酬はほとんど残らない状況だった。今は、報酬で生活している議員が多くなった。
- 委員) 年収で1,000万円を超えている。年金ももらえる。
- 委員) 年金の受給は3期連続当選が条件である。
- 委員) 議員の政務調査費について, 芦屋市では領収書がないと支出できない こととなっている。これは誇れることだ。
- 会長) いろいろ意見を述べていただいたが、そろそろ方針を決めたい。
- 委員) たたき台を作成し、具体的に数字を出してみたら議論は進みやすいと 思う。私案として3役は現状のカットを継続。議員は現状のカット+ 5%のカットで合計10%の減額が妥当だと思う。
- 委 員) 議員は市の施設の駐車場代は無料となっている。一般市民と同じよう に負担してもらうべきだ。
- **委 員) 議員が持っている特権をリストとして提出してもらえばどうか。**
- 事務局) その件については,事務局もわかりません。
- 委員) その件は我々の審議事項ではないのではないですか。
- 委 員) 欧米では議員はほとんどボランティアで議員としての特権は持ち合わせていない。
- 会 長) 次回の審議会では会長として数字も出していきたい。事務局にお願い するが,現状の額に対して2%刻みで額を算出して早見表を作成してほ しい。
- 事務局) 了解しました。
- 委 員) 議員の定数を削減する動きがあると聞くが,議員の報酬を審議する上 で何か影響は出ないのですか。
- 事務局) 議員定数の削減について市民から署名が提出された。これを受けて市 長は意見を付して議会に条例改正案を提出することになる。実際に削減 する,しないを決定するのは議会ということになります。
- 委員) 議員が減る,減らないを気にすることなく,我々は常識的に報酬額を 決定していけばよいのではないですか。
- **委員) 議員の定数が減るとなればワークシェアリングという考え方もできる。**

- 委員) 現在議論になっている定数15名では,人数が少なすぎて委員会が成り立たない。
- 事務局) 今回の地方自治法改正で,議員は二つの委員会を兼任出来ることになったということはあります。
- 委員) 本審議会で定数を議論する必要はないと思うが。
- 会 長) 本日は時間も過ぎているので、これくらいにしたいと思いますが、報酬を決めて答申する際に、市民感情をどう受け止めるかであると思う。 答申書にどう表現するか答申書の文言もあわせて考えてきてください。 次回は、10月10日午後4時からということで、本日はこれにて閉会といたします。ご苦労様でした。

以 上